

湖その他の水域の水質保全に努め、快適でさわやかな県土をつくり上げることを目的としている。

概要:「啓発と取り組み」、「地域での取り組み」、「美化推進地域」、「組織づくり」「自動販売機の自主規制とごみの減量化」を5つの基本方針として、総合的かつ広域的なごみの散乱防止に関する施策を推進することとしている。

また、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、「びわ湖の日」ならびに、5月30日および12月1日を「環境美化の日」と定めている。

11. 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例(平成8年3月公布、同年7月施行)

目的:生活排水対策に関し、県民、事業者および県の責務を明らかにし、生活排水の適正な処理を推進することにより、琵琶湖や生活排水が排出される河川その他の公用水域の水質保全を図ることを目的としている。

概要:生活排水を早期かつ適正に処理するために制定されたもので、「みずすまし条例」とも称される。条例では、下水道の供用の開始が長期を要する地域または下水道の整備計画のない地域で、住宅を新築使用とする場合、または浄化槽による水洗化を行う場合には、合併処理浄化槽の設置を義務づけしている。また、県や市町村が、合併浄化槽の設置を推進するための支援措置を定めている。

12. ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年7月公布、昭和60年7月施行)

目的:県土の景観形成に関し、必要な地域の指定、開発行為の指導等を行うことにより、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的としている。

概要:湖国にふさわしいうるおいと個性ある風景を守り育て、美しい湖やまちを後世に残すため、「大切な地域や地区の指定による景観対策」、「大きな建物や工作物に対する景観対策」、「県民の自主的なまちづくりによる景観対策」、「市町による地域の特性を生かした景観対策」を4つの柱として、総合的で長期的な取り組みを進めている。

13. 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年3月公布 同年7月施行)

目的:琵琶湖およびその周辺地域におけるヨシ群落の保全に関し、ヨシ群落を積極的に保全し、その多様な機能を発揮させることにより、琵琶湖の環境保全を図ることを目的としている。

内容:ヨシ、マコモ等の抽水植物とヤナギ類が一体となったものをヨシ群落と定義し、「ヨシを守る」「ヨシを育てる」「ヨシを活用する」という3つ柱として、湖辺のヨシ群落の保全を図っていこうとするもの。この3つの柱に基づき、自然と人の理想的な共生関係を育む場づくりを目指して、県では「ヨシ群落保全基本計画」を定め、ヨシ群落を保全するための事業を展開している。